

「編み物」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 22(ワ)39994・平成 23 年 12 月 26 日（民 29 部）判決＜請求棄却＞／知財高裁平成 24（ネ）10004.
平成 24 年 4 月 25 日（2 部）判決＜控訴棄却＞⇒特許ニュース No. 13278

【キーワード】

編み物の著作物性，図面の著作物性，美術の範囲，図形の著作物，アイデア（構想）

【事案の概要】

本件は，別紙原告作品目録記載 1 及び 2 の編み物（以下，それぞれ「原告編み物 1」，「原告編み物 2」といい，両者を併せて「原告編み物」という。）及び同目録記載 3 及び 4 の編み図（以下，それぞれ「原告編み図 1」，「原告編み図 2」といい，両者を併せて「原告編み図」という。また，原告編み物と原告編み図を併せて「原告作品」という。）の制作者である原告が，被告 Q（以下「被告 Q」という。）が被告ニッケ商事株式会社（以下「被告会社」という。）に別紙被告作品目録記載 1 の編み物（以下，被告 Q が納入した編み物及びその複製品を総称して「被告編み物」という。）及び同目録記載 2 の編み図（以下「被告編み図」といい，被告編み物と併せて「被告作品」という。）を納入し，被告会社が被告編み物を下請業者に製作させて展示，販売し，被告編み物を写真撮影して雑誌等に掲載して使用し，かつ，被告編み図を多数複製して顧客や販売店等に頒布するなどしたことに関し，被告作品は原告編み物又は原告編み図を複製，翻案したものであり，被告会社撮影に係る別紙被告作品目録記載 3 の写真（以下「被告編み物写真」という。）は，原告編み物又は原告編み図を翻案したものであり，被告作品の展示は展示権を侵害するなど主張し，被告らに対し，被告作品及び被告編み物写真の展示，販売，販売の申出の差止め，侵害品の廃棄を求めるとともに，被告らの行為は上記各権利を侵害したほか原告の著作者人格権（氏名表示権）を侵害するものであって，被告らは，故意又は過失により，共同して上記各行為に及んだものであるから，著作権及び著作者人格権侵害の共同不法行為責任に基づき，被告らに対し，連帯して，損害賠償金合計 660 万円（附帯請求として平成 22 年 7 月 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金）の支払を求め，さらには，被告らに対し，著作権法 115 条に基づき，謝罪広告の掲載を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実以外は，証拠等を末尾に記載する。）

(1) 当事者等

ア 原告 P は，手編み物作品展，編物教室の開催等の活動をしている手編み物

作家である（甲1，原告本人）。

イ 被告会社ニッケ商事株式会社は、寝装品，手編み毛糸，紳士服，毛織物，フェルト，カーペットその他各種繊維製品の製造加工販売等を業とする株式会社である。

ウ 被告Qは、「カワイハンドニット研究会」を主宰し，編物教室の開催等の活動をするとともに，財団法人日本編物検定協会の理事を務めるなどしてきた者であり，被告会社との間で，手編講習会における講師業務並びに見本作品のデザイン及び製作業務に係る業務委託契約を締結している（甲18，乙1，14，原告本人，被告Q本人）。

(2) 原告作品の制作等

ア 原告は，平成10年3月ころ，原告編み物及び原告編み図を制作した。

原告編み物は，手編みによって作成された女性用のベスト（原告編み物1は水色を基調とする部分及び茶色がかった黄色を基調とする部分から成り，原告編み物2は薄い水色，濃い青色及び紫色を基調とする各部分から成る。）であり，原告編み図は，原告編み物の作成方法について，文章，図面，記号等を用いて説明したものである（甲2，3の1・2，検証の結果）。

イ 原告は，平成10年当時，被告Qの主宰するカワイハンドニット研究会の編物教室において被告Qの補佐を務めていたところ，被告Qに勧められ，同年4月ころ，財団法人日本編物検定協会東京支部の編物講習会で原告編み物を発表し，講習の題材として使用するとともに，同年5月ころ，原告編み物のうちいずれか一点を，埼玉県所沢市内のデパート内のカワイハンドニット研究会編み物教室内に展示した（甲18，原告本人，被告Q本人）。

また，原告は，そのころ，被告Qに対し，原告編み図の双方又はいずれか一通を交付した（甲18，原告本人）。

(3) ア 原告は，同年6月ころ，カワイハンドニット研究会の会員であったRから，被告Qを「デザイン考案者」と表示した「トラペーズラインのベスト」と題する編み図（甲14）の原稿を見せられ，同編み図に原告編み図と同一のデザインが表現されていると感じたことから，同月16日付けで，被告Qに対し，「R先生が持っていらっしやいました原稿を見て，ショックを受けてしまいペンをとりました。あのような形で，三角パズルのベストを発表されるんだと思うと，とても複雑な気持ちになりました。」，「あのベストの形は，私のオリジナルという自信がありました。東京支部の研修会でいったん公表したものであるので，それを皆さんがどのような形で作られてもしかたがないと考えていましたが，目の当りに見ると，どうしても自分の気持ちの整理がつかえません。」などと記載した手紙（甲6）を送付した（甲6，1

4, 18, 原告本人)。

イ これに対し、被告Qは、同月18日付けで、「ベストの件ですが、私が大変面白いので研究会で発表したら！！と申し上げた所、支部の研修会で発表し、Sさん、Tさんも受講したとの事、それでは同じ作品として伝えるのは無理な話です。」、「そこでRさんに頼んで、それなりに皆さんの手に入る素材で製作していただく事にしましたのです。勿論、私自身のデザイン等と皆さんに云うつもりはないし、そんな事を云っても、Sさん、Tさん始め支部の先生方、誰でもわかる事でしょう。又、私自身、人の考えた事を自分のものにする程、まだ落ちた先生ではないつもりですし、長年やって来た誇りもあります。」などと記載した手紙(甲7)を返送した(甲7, 原告本人, 被告Q本人)。

ウ 原告は、上記ア及びイの経緯の直後に、カワイハンドニット研究会を退会し、同研究会の編物教室における被告Qの補佐も辞任した(原告本人)。

(4) 被告作品の制作等

ア 被告Qは、平成21年秋ころ、被告会社との間の前記(1)ウの業務委託契約に基づき、同社から、同社製の毛糸である「ニッケドリーム」の販売促進用作品の制作業務を受託した。被告Qは、試作品を何点か制作するなどしてデザインの概要を決め、カワイハンドニット研究会の会員にデザインの概要を伝え、細部の構成については口頭で指示するなどしながら被告編み物のうちいずれか一点及び被告編み図を作成させ、これらを被告会社に納入した(乙14, 被告Q本人)。

イ 被告編み物はかぎ針を使用した手編みによって作成された女性用のボレロであり、被告編み図は、被告編み物の作成方法について、文章、図面、記号等を用いて説明したものである(甲4の1ないし4, 5)。

(5) 被告会社による被告作品の利用等

ア 被告編み図に基づく編み物の量産

被告会社は、被告Qから前記(4)のとおり納入を受けた被告編み図に従い、下請会社に委託して、被告編み物合計103点を作成した。

イ 被告編み物写真を使用した広告の掲載

被告会社は、上記(5)アのとおり作成した編み物のうち、色番のそれぞれ異なる毛糸で作成された合計10点の編み物の写真(「被告編み物写真」)を撮影し、これを、下記(ア)ないし(エ)の各出版物における被告会社の広告に掲載して使用した(甲4の1ないし4)。

(ア) 「毛糸だま2010夏号」(日本ヴォーグ社発行)4頁

(イ) 「おしゃれな手編み春夏ニット」(2010年3月3日発行, 実業之日

本社発行) 97頁(背表紙裏)

(ウ) 「2010 Spring & Summer Color Palette」(被告会社作成)背表紙

(エ) 「手編み大好き! Spring & Summer」(2010年4月3日発行, 実業之日本社発行) 107頁

(オ) 被告会社は, 被告編み物写真を上記ア(ア), (イ)及び(エ)の各出版物に掲載するに当たり, 被告編み物写真の付近に「デザイン Q」と表示した。また, 被告会社は, 上記イ(ア), (イ)及び(エ)の出版物における広告において, 「この作品をご希望の方はセット(糸と編図)で, お求めになれます。下記宛にFAX又はハガキで住所・氏名・TEL・色番をご記入の上お申し込み下さい。」と表示した。

ウ 編み物の展示

被告会社は, 平成22年1月, 東京, 大阪, 名古屋及び福岡の各会場において, 平成22年春夏シーズン向けの作品展示会を実施し, 同展示会において, 被告編み物を展示した(丙1)。

エ 被告編み図のコピー及び頒布

(ア) 被告会社は, 上記イ(オ)の広告を見て, 毛糸及び編み図のセットを申し込んできた顧客に対し, 上記申込みに係る毛糸とセットで被告編み図のコピーを頒布した。

(イ) 被告会社は, 前記「ニッケドリーム毛糸」の販売店に対し, 被告編み図を希望する顧客に頒布するため, 被告編み図のコピーを配布した。

(ウ) 被告会社は, 平成22年3月10日及び同月17日開催の講習会において, 同講習会の参加者に対し, 被告編み図のコピーを配布した。

オ 編み物の頒布

被告会社は, 被告毛糸販売店に対し, 上記(5)アのとおり作成した被告編み物103点の一部を販売し, また, その一部を貸与した。

(6) 原告は, 平成22年7月7日付け内容証明郵便により, 被告らに対し, 被告作品が原告の著作権を侵害するものである旨を通知し, 上記通知は, 同月8日, 被告らに到達した(甲8, 9の各1・2)。

(7) 原告は, 本訴係属中の平成23年1月ころ, 平成10年7月ないし8月のカワイハンドニット研究会講習会で使用されたものであるとして, 同講習会の参加者から, 前記(3)アの編み図(甲14)の送付を受けた(甲14, 原告本人)。

2 争点

(1) 著作権侵害の成否

- ア 原告編み物の著作物性の有無
- イ 原告編み図の著作物性の有無
- ウ 被告編み物の作成等は原告編み物の複製権侵害等に当たるか。
- エ 被告編み図の作成等は原告編み図の複製権侵害等に当たるか。

(2) 著作者人格権侵害の成否

(3) 損害賠償請求の成否及びその額

(4) 差止及び廃棄請求の可否

(5) 謝罪広告の可否

【地裁の判断】

1 争点(1)ア(著作権侵害の成否〔原告編み物の著作物性の有無〕)について
(1) 前記前提事実に加え、証拠(甲2, 3の1・2, 18, 乙2, 6, 7, 原告編み物(「レンゲソウ」)の検証の結果、証人U, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、原告編み物に関し、下記の事実が認められる。

ア 原告は、前記前提事実(2)のとおり、平成10年3月ころ、原告編み物及び原告編み図を制作したものであり、原告編み物の形態等は、具体的には下記のとおりである。

イ(ア) 原告編み物1は、濃い水色の毛糸(「ニッケエジプトスーパー(278)」)、やや茶色がかった黄色の毛糸(「ニッケエジプトスーパー(252)」)及び白みがかった黄色の毛糸(「ニッケキュービック(6)」)を使用して、手編みにより作成された婦人用ベストである。

(イ) 原告編み物2は、薄い紫色の毛糸(「ニッケキュービック(10)」)、濃い紫色の毛糸(「ニッケエジプトスーパー(270)」)、水色の毛糸(「ニッケエジプトスーパー(259)」)及び濃い青色の毛糸(「ニッケエジプトスーパー(280)」)を使用して、手編みにより作成された婦人用ベストである。

ウ 原告編み物1と原告編み物2は、配色が異なるほか、原告編み物1の出来上がり寸法は胸囲104センチメートル、着丈57.5センチメートルであり、原告編み物2の出来上がり寸法は胸囲96センチメートル、着丈51センチメートルであるなど、大きさも異なるものであるが、下記のとおり、ほぼ同じ手順によって作成されている。

エ 原告編み物の作成手順

(ア) 2色の毛糸(原告編み物1については上記イ(ア)及び、及び、

原告編み物2については上記イ(イ) 及び , 及び , 及び)を引き揃え, 作り目をしてメリヤス編みによって編み進み, 中央で「寄せ目の減らし目法」と呼ばれる技法(複数の目を一目で編み進めることにより目数を減らす技法。例えば三目一度の寄せ目の減らし目をする場合, 左針にかかっている一目を編まないまま右針に移し, 次の二目を一度に編んだ上で, 右針に移しておいた一目を二目一度の編み目の上にかぶせることにより, 三目分が一目に減ることになる。)を用いることにより, 不等辺四角形のモチーフ(原告編み図において, 「Aモチーフ」と表現されているもの。)を作成する。なお, 原告編み物1については, 上記イ(ア) 及び の毛糸で作成されたモチーフ(濃い青色を基調とし, 白みがあった黄色が点在する。)と上記イ(ア) 及び の毛糸で作成されたモチーフ(茶色がかった黄色となる。)を各5枚作成し, 原告編み物2については上記イ(イ) 及び の毛糸で作成されたモチーフ(濃い紫色を基調とし, 薄い紫色が点在する。)を3枚, 上記イ(イ) 及び で作成されたモチーフ(水色を基調とし, 薄い紫色が点在する。)を4枚, 上記イ(イ) 及び で作成されたモチーフ(濃い青色を基調とし, 薄い紫色が点在する。)を3枚作成する。

(イ) 同じく2色の毛糸を引き揃え, Aモチーフと同様の技法で, 原告編み物1については20段, 原告編み物2については18段まで編み進むことにより, 台形を2つ合わせたような形のモチーフ(原告編み図において「Bモチーフ」と表現されているもの。)を1枚作成する(原告編み物1については, 上記イ(ア)(1) 及び の毛糸で作成されるもの1枚と同 及び の毛糸で作成されるもの1枚をつなぎ合わせて1枚としたものであり, 原告編み物2については, 上記イ(イ) 及び の毛糸で作成されるもの2枚をつなぎ合わせて1枚としたものである。)。

(ウ) 同じく2色の毛糸を引き揃え, Bモチーフを半分にした形(台形)のモチーフ(原告編み図において「Cモチーフ」と表現されているもの。)を2枚作成する(原告編み物1については, 上記イ(ア)(1) 及び の毛糸で作成されるもの1枚と同 及び の毛糸で作成されるもの1枚の合計2枚であり, 原告編み物2については, 上記イ(イ) 及び の毛糸で作成されるもの2枚である。)。

(I) Aモチーフ5枚を, 原告編み物1については「水色, 黄, 水色, 黄, 水色」(なお, 上記各色は, 各モチーフの基調となっている色を記載した。), 「黄, 水色, 黄, 水色, 黄」の順, 原告編み物2については「水色, 青色, 紫色, 青色, 水色」, 「紫色, 水色, 青色, 水色, 紫色」の順

に直角三角形の鋭角が中心点に集まるように配置することにより，正五角形を作成し，各モチーフをとじ合わせる。なお，同じ色が連続する部分（原告編み物 1 においては水色と水色及び黄色と黄色，原告編み物 2 においては水色と水色及び紫色と紫色）はとじ合わせず，腕が通せるよう開いた形状のままとし，同部分をベストの袖口部分とする。

(オ) 上記(エ)のとおり作成された正五角形 2 枚を，袖口部分が上にくるように隣接させて並べ，隣り合う一辺同士をとじ合わせ，とじ合わせた線をベストの背中心とする。B モチーフの中心を上記背中心と合わせ，両五角形の下辺に沿うように並べてとじ付け，さらに，両五角形の他の下辺の右端及び左端に C モチーフ各 1 枚をとじ付ける。

(カ) 全体の縁周りを，各モチーフの基調色と同じ色（原告編み物 1 においては上記イ(ア) 及び 2，原告編み物 2 においては上記イ(イ) ないし) で縁編みする。

(キ) 袖口の肩部分にボタン各 1 個，前中心線に沿ってボタン 3 個を付ける。

オ 原告編み物の外観等

原告編み物は，上記エ(ア)のとおり，A モチーフを作成する際，中央で「寄せ目の減らし目法」と呼ばれる技法を用いることから，当該部分で編み目の方向が変わるとともに，寄せ目部分で編み目が重なることとなり，これにより，A モチーフの中心部分で編み目が直線状に浮き上がって見えるようになっている。また，原告編み物は，上記エ(エ)のとおり，A モチーフを複数の色で作成し，同色のモチーフが隣り合わないよう配置して五角形を作成するため（なお，同色のモチーフが隣接する部分についてはとじ合わせずに残して袖口部分とすることについては前記エ(エ)のとおり。），A モチーフをつぎ合わせた部分を境にして両側の色が異なるものとなっており，各色の境界が直線状に見えるようになっている。さらに，原告編み物は，A モチーフと B モチーフ，A モチーフと C モチーフについても，隣り合うモチーフ同士の色が連続しないように配置して作成されているため，これらのつぎ目部分についても，この部分を境に両側の色が異なるものとなっており，各色の境界が直線状に見えるようになっている。

上記構成に加え，上記エ(ア)ないし(ウ)のとおり，原告編み物が主としてメリヤス編みによって作成されており，編み地が平面的で均一なものとなっていることなどから，原告編み物は，直角三角形や，これを最大辺で二つ組み合わせた不等辺四角形，台形を組み合わせて形成されているかのような外観を有している。

(2) 検討

以上を前提に、原告編み物の著作物性について検討する。

ア 著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）と規定しているのであって、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならない。

イ そこで検討すると、原告は、原告編み物について、いずれも「形の最小単位は直角三角形であり、この三角形二つの各最大辺を線対称的に合わせて四角形を構成し、この四角形五つを円環的につなげた形二つをさらにつなげた形」と表現される別紙図面記載の構成（本件構成）を有するものであって、この点に創作性が存在すると主張するものであるところ、確かに、前記(1)オでみたとおり、原告編み物は、Aモチーフの中心部分で編み目の方向が変わるとともに、寄せ目部分で編み目が重なることにより編み目が直線状に浮き上がって見え、この線が、原告の主張する別紙図面記載のAの線として看取できるものとなっており、また、隣接するA、B、Cモチーフをそれぞれ異なる色とすることにより、モチーフ同士のとじ目を境として両側の色が異なるものとなり、その境界部分がB又はCの線として看取できるものとなっていることが認められる（なお、原告は、Bの線について、Aモチーフをパッチワークのように円環的にとじ合わせることにより、別紙図面記載Bの線をとじ目として見て取ることができるようになる」と主張するが、A、B、Cモチーフはいずれもメリヤス編みによって作成されており、これらを同色によって作成してとじ合わせた場合には、とじ目は目立たないものとなることが認められるので〔甲2、検証の結果、原告本人〕、B又はCの線がとじ目として表現されているものとはみることができず、この点に関する原告の上記主張を採用することはできない。 ）。

そうすると、原告編み物は、前記認定のとおり、編み目の方向の変化、編み目の重なりなどにより、線を浮き上がらせることによってAの線を表現し、かつ、隣接する各モチーフの色を異なるものとするによってB、Cの線を表現しているものであり、編み地が平面的で均一なものであることなどと相まって、A、B、Cの線で構成される直角三角形の形状を強調し、全体として、直角三角形をパズルのごとく組み合わせたような面白さや斬新な印象を表現しようとしたものと認められるのであって、原告編み物においては、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選

択等の点が、その表現を基礎付ける具体的構成となっているものということが出来る。そうすると、原告編み物は、これらの具体的構成によって、上記の思想又は感情を表現しようとしたものであって、これらの具体的構成を捨象した、「線」から成る本件構成は、表現それ自体ではなく、そのような構成を有する衣服を作成するという抽象的な構想又はアイデアにとどまるものというべきものと解され、創作性の根拠となるものではないというべきである。

なお、原告は、本訴第3回弁論準備手続期日において、「編み目の流れと境界部分の編み方の変化」を原告編み物の著作物性の根拠として主張するものではない旨陳述している上、原告編み物1と原告編み物2が、異なる色の毛糸を使用しているものであり、各モチーフの色も相異なるものであって、本件構成（B、Cの線）を表現する具体的方法という点で相異なるものであるにもかかわらず、原告が、両編み物について、実質的に同一の著作物であると主張していること、被告編み物は、Aモチーフ同士のつなぎ目部分において、別鎖の作り目をする事により、つなぎ目部分が線状に浮き上がって見え、これによって原告の主張する本件構成のBの線が看取できるものであり、本件構成におけるBの線を表現する具体的方法において原告編み物とは異なる方法を採用しているものであるにもかかわらず、原告が、被告編み物は原告編み物の複製に当たると主張していることなども考慮すると、原告は、編み目の流れの変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の具体的構成を創作性の根拠として主張するものではないと解されるから、これらの具体的な点を根拠とした原告編み物の創作性の有無については検討しない。

(3) したがって、原告編み物に著作物性を認めることはできない。これに反する原告の主張は採用しない。

2 争点(1)イ（著作権侵害の成否〔原告編み図の著作物性の有無〕）について

(1) 前記前提事実に加え、証拠（甲2、3の1・2、18、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告編み図に関し、下記の事実が認められる。

ア 原告は、前記前提事実(2)のとおり、平成10年3月ころ、原告編み図を制作したものであるところ、原告編み図の内容は、具体的には下記のとおりである。

イ 原告編み図1

原告編み図1は2枚から成る編み図であり、1枚目の左側には、「三角パズルベスト～ミモザ」、「デザインP」とのタイトル表示の下に、材料、用具、ゲージ、出来上がり寸法、編み方についてそれぞれ欄が設け

られ、毛糸の品番、使用する用具の種類、目数、段数、寸法等が文字及び数字により記載されている。また、「編み方」欄には、「身頃は、キュービックとエジプトスーパーを引きそろえて編みます。」、「三角モチーフを必要枚数編み、つなぎ合わせます。」、「ふち回りは、それぞれのモチーフのエジプトスーパーのみで、全体を回ります。」、「ボタン穴は、ふち編みの2段目であけます。」と記載されている。

1枚目の右側には、ボタンを留めた状態の原告編み物を正面から見た図を直線で描いたものが大きく表示され、その下に、角やふち回りの編み方などが、展開図や矢印、「×」などの記号等を用いて説明されている。

2枚目には、不等辺四角形を五つ合わせた正五角形を二つ並べたような形状を直線で描いた原告編み物の展開図が大きく表示され、上記展開図中に、各部分の色、目数、段数、編む方向、作り目の位置、とじ位置、ボタン穴の位置などが、文字、矢印、波線、丸印などの記号等を用いて表示されている。また、上記展開図の下には、直角三角形二つの最大辺同士を合わせたような形の不等辺四角形を直線で描いたAモチーフ図、台形を斜辺同士で二つ合わせたような形を直線で描いたBモチーフ図、台形を直線で描いたCモチーフ図がそれぞれ表示されており、各図形の中に、編み方、目数、段数、寄せ目の指定などが文字、矢印、「ト」様の記号などを用いて表示されている。

ウ 原告編み図2

原告編み図2は2枚から成る編み図であり、タイトルが「三角パズルベスト～レンゲソウ」とされていること、毛糸の品番、色の指定、目数、寸法等が異なることのほかは、原告編み物1とほぼ同様の表示がされている。

(2) 以上を前提に、原告編み図の著作物性について検討する。

ア 当該作品等が著作物に該当するものとして著作権法による保護の対象となるためには、当該作品に思想又は感情が創作的に表現されていることを要し、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないところ、原告は、前記(1)イ及びウに係る原告編み図の各表示のうち、本件構成を表示した部分に著作物性があると主張しているものであって、前記(1)イでみた原告編み図の表示のうち、2枚目に記載された展開図について、原告編み図の創作性があると主張するものと解される。

イ 原告は、原告編み図には衣服のデザインとして本件構成が表現されているのであって、この点に原告編み物と同様に著作物性が認められるべきであると主張するが、争点(1)アに関する判断でみたとおり、本件構成自体は、そのような形の衣服を作成するという抽象的な思想又はアイデアにすぎず、上

記思想又はアイデアを編み物として具現化する過程において、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択等によって具体的表現となるに至るものであるから、原告編み図に本件構成が表示されている点は、思想又はアイデアを表示したにとどまるものというべきであり、この点をもって、原告編み図に著作物性を認めることはできない。

以上のとおりであるが、原告は、編み図は美術の著作物あるいは図面の著作物に当たると主張するので、以下、念のため、本件構成を含む編み図全体（各2枚目）について、著作物性を検討する。

ウ 原告編み図を美術の著作物としてみた場合、上記展開図は、直角三角形二つの最大辺同士を合わせて形成される不等辺四角形五つを、直角三角形の鋭角を中心点に合わせて並べて正五角形に近い形（正五角形の一辺に切り込みの入った形状）とし、これを横に二つ並べた図形を直線によって描いたものにすぎず、これにその他の説明のための文字、記号等を含めて考えてみても、その具体的表現において、「美術の範囲に属するもの」というべき創作性を認め得るものではない。

エ また、原告は、原告編み図は図面の著作物として著作物性を有する旨も主張する。図面の著作物については、図面としての見やすさや、編み方の説明のわかりやすさに関する創意工夫が表現上現れているか否かによって創作性の有無を検討すべきものと解されるところ、前記(1)のとおり、原告編み図は、原告編み物の作成方法に関し、その材料、用具、ゲージ、出来上がり寸法等を品番、用具名、目数、段数等を文字及び数字で摘示することにより説明し、かつ、編み方を「身頃は、キュービックとエジプトスーパーを引きそろえて編みます。」などの文章で説明するとともに、原告編み物の正面図や展開図、各モチーフ図を表示し、各図の中に、色、目数、段数、編む方向、作り目の位置、とじ位置、寄せ目位置、ボタン穴位置などを、文字、矢印、波線、丸印、「ト」様の記号などを用いて表示しているものであり、材料、用具、ゲージ、出来上がり寸法等を記載することは、編み物の作成方法の説明に当たり当然必要となるものであると解される上、上記説明を、品番、用具名、目数、段数等の摘示によってすることはありふれたものであると解される。また、矢印を用いて編む方向を指示することや、寄せ目の位置を「ト」様の記号を用いて表示することなどは、毛糸編み物技能検定試験受験の手引き（乙2）においても同様の表示がみられるとおり、編み図における一般的な表示方法又は一般的ルールであると解される。さらに、編み図中に、編み物の正面図や展開図、各モチーフ図を表示し、各図の中に詳細な説明を加える手法は、他の編み図でも採用されているものであると認められる

上（甲15の1ないし5，乙8ないし10，13），編み方の具体的説明内容をみても，編み物における基本的な技法を簡潔な表現で説明したものととどまるものであって（乙2，7），原告編み図は，編み図における一般的な表示方法又は表示ルールに従い，他の編み図でも一般的に採用されている構成によって，原告編み物の作成方法を説明したものであると認められ，図面としての見やすさや，説明のわかりやすさに関し，特段の創意工夫を加えたものということはできず，図面の著作物としての創作性を認めることはできない。

(3) したがって，原告編み図に著作物性を認めることはできない。これに反する原告の主張は採用することができない。

3 小括

したがって，その余の点について検討するまでもなく，原告の主張はいずれも理由がないことに帰着する。

結 論

したがって，原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし，主文のとおり判決する。

【高裁の判断】

当裁判所も，「形の最小単位は直角三角形であり，この三角形二つの各最大辺を線対称的に合わせて四角形を構成し，この四角形五つを円環的につなげた形二つをさらにつなげた形」と表現される原判決最末尾別紙図面記載の構成は，表現ではなく，そのような構成を有する衣服を作成する抽象的な構想又はアイデアにとどまるものと解されるから，上記構成を根拠として原告編み物に著作物性を認めることはできず，原告編み図についても著作物性を認めることはできないと判断する。その理由は，原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」記載のとおりである。ただし，24頁12行目から13行目の「というべきものと解され，創作性の根拠となるものではない」を削り，25頁1行目及び3行目及び26頁21行目の「創作性」を「著作物性」に改め，27頁5行目から28頁16行目までを削る。

なお，上記構成におけるB線をとじ目として見て取ることができるとしても，原告編み物においては，編み目の方向の変化，編み目の重なり，各モチーフの色の選択，編み地の選択等の点が，その表現を基礎付ける具体的構成となっているといえるのであって（原判決23頁6行目以下），これらの具体的構成を捨象した「線」から成る上記構成は，そのような構成を有する衣服を作成する場合の構想又はアイデアにとどまり，著作物性の根拠となるもので

はないことには変わりはないというべきである。

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

【論 説】

1. 原告Pと被告Qとの関係は、PはQが主宰するハンドニット研究会の補佐役であり、平成10年3月頃に原告編み物と原告編み図を制作していた。

ここに原告編み物とは、手編みによって作成された女性用ベスト（編み物1と編み物2）であり、また原告編み図とは、前記原告編み物の作成方法について文章と図面と記号等を用いて説明したものである。

そこで、原告Pは被告Qに勧められて、平成10年4月頃、東京での編み物講習会で原告編み物を発表し、同年5月頃、原告編み物のいずれか一点を、あるデパートのハンドニット研究会の編み物教室内で展示した。また、原告はその後、被告Qに対し、原告編み図の双方又はいずれか1通を交付したということである。

ところが、被告Qは、平成21年秋頃、被告会社との間の業務委託契約に基づいて、同社から同社製の毛糸の販促用作品の創作業務を受託し、被告Qは試作品を何点か制作してデザインの概要を決め、前記研究会の会員にデザインの概要を伝え、細部の構成は口頭で指示などして、被告編み物のうちいずれか一点及び被告編み図を作成させ、これらを被告会社に納入した。

この被告編み物は前記の女性用ボレロであり、被告編み図は前記の被告編み物の作成方法を文章、図面、記号等を用いて説明したものであった。

これに対し、原告は被告らに対し、被告作品は原告の著作権を侵害するものと主張して訴訟を提起したのである。

2. この事件の第1の争点は、著作権侵害の成否であるところ、(ア)原告「編み物」は著作物であるか、(イ)原告「編み図」は著作物であるか、の問題であった。したがって、この2つの作品についての著作物性の有無を認定した後、(ウ)被告「編み物」の作成等の原告編み物の複製権侵害等の当否、(エ)被告「編み図」の作成等の原告編み図の複製権侵害等の当否が認定されることになった。

2.1 裁判所は、まず原告編み物の著作物性の有無について検討した。その基準について、「思想、感情若しくはアイデアなど、表現それ自体ではないものの又は表現上の創作性がないもの」は著作物性がないから、同法による保護の

対象とはならないと説示した。

そこで、原告編み物は、Aモチーフの中心部分で編み図の方向が変わり、寄せ目部分で編み目が重なることにより編み目が直線上に浮き上がって見え、この線が原告の主張する別紙図面記載のAの線として看取でき、また隣接するA、B、Cモチーフをそれぞれ異なる色とすることにより、モチーフ同士のとじ目を境に両側の色が異なるものとなり、その境界部分がB又はCの線として看取できるものとなっていると認定した。

その結果、原告編み物は、網目の方向の変化、編み目の重なりなどにより、線を浮き上がらせることによってAの線を表現し、かつ、隣接する各モチーフの色を異なるものとすることによってB、Cの線を表現しており、編み地が平面的で均一なものであることなどと相まって、A、B、Cの線で構成される直角三角形の形状を強調し、全体として、直角三角形をパズルのように組み合わせた面白さや斬新な印象を表現しようとしたものと認められるから、原告編み物においては、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の点が、その表現を基礎付ける具体的構成となっていると認定した。

そうすると、原告編み物は、その編み図の具体的構成によって、上記の思想又は感情を表現しようとしたものであって、これらの具体的構成を捨象した、「線」から成る本件構成は、表現それ自体ではなく、そのような構成を有する衣服を作成するという抽象的な構想又はアイデアにとどまるものというべきものと解し、創作性の根拠となるものではないというべきであると認定した。

2.2 裁判所は、このように原告編み物の著作物性については、表現を基礎付ける具体的構成によって思想又は感情を表現しようとしたものであり、具体的構成を捨象した「線」から成る本件構成は、表現それ自体ではなく、そのような構成の衣服を作成するという抽象的な構想又はアイデアにとどまると解し、編み物の創作性の根拠となることを否定した。しかし、この辺の区別の論理はおかしい。けだし、原告の主張は、編み図についての著作物性の保護にあるのだから、この図面自体は完成している以上、それに対する著作物性は認められるのであり、この編み図に基づいて原告編み物は制作されるのだから、原告編み図についての著作物性は認められて然るべきであると思う。

裁判所はまた、原告の主張から、原告は編み目の流れの変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の具体的構成を創作性の根拠として主張するものでないことと解したことから、これらの具体的な点を根拠とした原告編み物の創作性の有無については検討しないと説示しているが、原告として

は割り切れないだろう。けだし、原告はそのように主張しているものとは思われないからである。

しかしながら、原告編み物は、後記する原告編み図に基づいて制作された作品であるから、原告自身が編み物自体についての著作物性を主張しなかったということは、自分の人格的利益と経済的利益を放棄しているようなものであるから、あり得ないだろう。

また、編み物を編み図にしたがって制作して仕上げることは、一種の美術工芸品の制作と解することができる。その制作完成品の数は問われない。これに類似する作品としては、木版画や銅版画があり、これらは美術の著作物である。

裁判所は結局、原告編み物に著作物性を認めることはできないという消極的結論は出しても、そのための説得力ある理由については述べていないことになる。

3. 次に、裁判所は、原告編み図の著作物性の有無について検討した。この編み図には1と2とがあり、編み図1には2枚の編み図があり、1枚目の左側には、タイトル表示と材料、用具、ゲージ、出来上がり寸法、編み方の欄が設けられて、文字と数字によって記載されている。編み方欄には、いろいろと記載されている。また、1枚目の右側にはいろいろな表示と記号等を用いて説明されているし、2枚目には不等辺四角形を5つあわせた正五角形を2つ並べたような形状を直線で描いた原告編み物の展開図が大きく表示され、またいろいろな位置にいろいろな記号等が表示され、また展開図の下には直角三角形2つの最大辺同士を合わせたような形の不等辺四角形を直線で描いたAモチーフ図、台形を斜辺同士で2つ合わせたような形を直線で描いたBモチーフ図が、それぞれ表示されている。

そこで、裁判所は、原告編み図の著作物性について検討したところ、本件構成自体は抽象的な思想又はアイデアにすぎないし、これらの抽象的な思想又はアイデアを編み物として具現化する過程で、編み目の方向の変化、網目の重なり、各モチーフの色の選択等によって具体的表現となるに至るものであるから、原告編み図に本件構成が表示されている点は、単に思想又はアイデアの表示にとどまり、著作物性を認めることができないと認定した。

しかしながら、原告編み図に表現されているものは、編み方について文字や図面や記号などによって具体的に指示しているのであるから、原告編み図自体は正に図面の著作物であって、単に思想又はアイデアの表示といわれるようなものではないと解すべきである。

4. それに対し、原告は編み図は美術の著作物あるいは図面の著作物に当たると主張していることから、裁判所は「念のため」と称して著作物性について検討した。その結果、裁判所は、次のようにいずれの著作物性をも否認した。

(1)「美術の著作物」として見ると、展開図は直角三角形による不等辺四角形や正三角形に近い形状にすぎず、その他の説明のための文字、記号等を含めて考えてみても、その具体的表現において「美術の範囲に属するもの」とすべき創作性は認められないと認定した。

しかしながら、そのような図面が美術の範囲に属するかどうかということは、直接の問題とすべき事項ではないから、このような認定は妥当でない。裁判所はかく言っても、何をもちて美術の範囲と認定すべきなのかの定義や基準などは全く説示していない。

(2)「図面の著作物」として見ると、これについては図面としての見易さ、編み方の説明のわかり易さに創意工夫が表現されているか否かにより創作性の有無を検討すべきところ、いろいろな点を見ても、結局、原告編み図は、編み図における一般的な表示方法や表示ルールにしたがって、一般的に採用されている構成によって、原告編み物の作成方法を説明したものとししか認められず、図面としての見易さや説明のわかり易さについて、特段の創意工夫を加えたものといえないから、図面の著作物としての創作性は認められないと認定した。

しかしながら、ここに記載されている編み図は一つの編み物の完成品を想定した説明図であり、完成に至るまでの方法、手段を説明しているものであるから、その点に創作性は認められると解するのが妥当であろう。その創作性の高低などは問われないし、まして一般的といわれるようなものではないはずである。

5. 筆者は、このような判断に至るまでの証拠となった多くの公知図面等については確認していないから、原告編み図に創作性は認められないとして結論づけられた理由については把握できない。ただ筆者に言えることは、「形の最小単位は直角三角形であり、この三角形2つの各最大辺の線対照的に合わせて四角形を構成し、この四角形5つを円環的につなげた形2つをさらにつなげた形」と表現されている原判決最末尾別紙図面記載の構成は、正に表現形式そのものであるのに、これを表現ではなく抽象的な構想又はアイデアにとどまるものと解される（高裁判断）とまとめていることには納得ができない。

問題は、このような具体的な原告編み図を、なぜ図面の著作物（著10条1項6号）と認定することをためらうのかである。これは単にアイデアの域にあるものではなく、正に編み物という作品の完成を目的とした具体的な図面とし

ての表現物である。そのように考えなければ、すべての図面というものは抽象的な構想やアイデアにすぎないと評価されてしまい、著作権法の保護の対象から永遠に外れてしまうおそれがある。

一般に図面というものは、完成品の表現形式やその創作的特徴を根拠付ける重要な判断要素であるから、著作権法10条1項6号にいう「その他の図形の著作物」に属するものと解することができるのである。

同様の事実は、特許明細書における説明記載を理解するためには、そこに添付されている図面が重要な存在である。明細書上の記載は、正に発明というアイデアについての説明であるが、それを具体的に表現しているものが図面なのであって、実務者は審査官や審判官や裁判官も含めて図面を見ることによって、当該発明の構成内容をよく理解することができるのである。

6. ここに添付するものには、「原告作品目録」と「被告作品目録」のほかに、原告が作成して提出した謝罪広告用の「広告目録1, 2」に添付されている1枚の「別紙図面」がある。この図面によって、原告は、被告編み図は原告編み図と同一のものであることを、端的に主張しているといえるのである。

〔牛木 理一〕